三　鉱工業品又はその加工技術に係る日本産業規格に種類又は等級が定められている場合であって、被認証者から当該種類又は等級の変更又は追加に係る鉱工業品又はその加工技術の認証を行うことを求められたとき	［略］	［略］
四　被認証者が認証に係る鉱工業品若しくはその加工技術の仕様を変更し、若しくは追加し、又はその品質管理体制を変更しようとするとき	第十一条及び第十二条の審査（ただし、当該変更により当該鉱工業品が日本産業規格に適合しなくなるおそれのないときには、製品試験及び現地調査の全部又は一部を省略することができる。）	［略］

三　鉱工業品又はその加工技術に係る日本工業規格に種類又は等級が定められている場合であって、被認証者から当該種類又は等級の変更又は追加に係る鉱工業品又はその加工技術の認証を行うことを求められたとき	［略］	［略］
四　被認証者が認証に係る鉱工業品若しくはその加工技術の仕様を変更し、若しくは追加し、又はその品質管理体制を変更しようとするとき	第十一条及び第十二条の審査（ただし、当該変更により当該鉱工業品が日本工業規格に適合しなくなるおそれのないときには、製品試験及び現地調査の全部又は一部を省略することができる。）	［略］

五　認証に係る日本産業規格が改正された場合であって、当該改正により、認証に係る鉱工業品若しくはその加工技術が日本産業規格に適合しなくなるおそれのあるとき又は被認証者の品質管理体制を変更する必要があるとき	［略］	［略］	［略］
六　第三者から認証に係る鉱工業品が日本産業規格に適合しない旨又は被認証者の品質管理体制が第二条の基準に適合しない旨の申立てを受けた場合であって、その蓋然性が高いとき	［略］	［略］	［略］
七　国内登録認証機関が第十五条第七項に規定する通知を行ったとき	第十一条及び第十二条の審査の全部又は一部	通知を行った日から一年以内	［略］
八　四の項から七の項までに掲げるもののほか、認証に係る鉱工業品若しくはその加工技術が日本産業規格に適合せず、若しくは被認証者の品質管理体制が第二条の基準に適合せず、又は適合しないおそれのある事実を把握したとき	［略］	［略］	［略］

五　認証に係る日本工業規格が改正された場合であって、当該改正により、認証に係る鉱工業品若しくはその加工技術が日本工業規格に適合しなくなるおそれのあるとき又は被認証者の品質管理体制を変更する必要があるとき	［略］	［略］	［略］
六　第三者から認証に係る鉱工業品が日本工業規格に適合しない旨又は被認証者の品質管理体制が第二条の基準に適合しない旨の申立てを受けた場合であって、その蓋然性が高いとき	［略］	［新設］	［新設］
七　四の項から六の項までに掲げるもののほか、認証に係る鉱工業品若しくはその加工技術が日本工業規格に適合せず、若しくは被認証者の品質管理体制が第二条の基準に適合せず、又は適合しないおそれのある事実を把握したとき	［略］	［新設］	［新設］